

水道施設整備事業の新規事業採択時評価実施要領細目

第1 目的

本細目は、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき、水道施設整備に係る事業の新規事業採択時評価を実施するための運用を定め、もって適正に新規事業採択時評価を実施し、水道施設整備に係る事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

第2 新規事業採択時評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、水道に係る以下の種類の公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く十億円以上の費用を要することが見込まれる事業とする。

- (1) 独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人（以下「独立行政法人等」という。）が行う補助事業をいう。）
- (2) 補助事業（国庫からの補助（間接補助を含む。以下同じ。）事業をいう。ただし、（1）に該当するものを除く。）

第3 新規事業採択時評価を実施する事業

1 事業評価の単位の取り方

評価単位は、原則として補助事業の区分を基本とする。ただし、評価の対象とする事業と一連の目的を達成するために行うその他の事業がある場合については、これを含めて一括とした単位とする。

第4 新規事業採択時評価の実施及び結果等の公表

1 新規事業採択時評価の実施手続

(1) 独立行政法人等施行事業の取り扱い

独立行政法人水資源機構法第12条第1項第1号に規定する独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）施行の水道施設整備に係る事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

1) 新規事業採択時評価の実施主体等

補助事業の実施主体である水資源機構は、関係都道府県及び関係事業者の協力を得て、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理

等（以下「データ収集等」という。）を行い、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴き、評価を受けるために必要な資料（以下「評価に係る資料」という。）を作成する。

国土交通本省は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

また、実施にあたり、国土交通大臣及び他の大臣が主務大臣である事業並びに他の大臣が単独で主務大臣である事業については、水資源機構は、評価の実施時期及び方法について当該他の主務省と調整することとする。

(2) 地方公共団体等が実施する事業の取り扱い

1) 新規事業採択時評価の実施主体等

補助事業の実施主体である水道事業者（簡易水道事業者を含む。）及び水道用水供給事業者等は、データ収集等を行い、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴き、評価に係る資料を作成する。

国土交通本省は、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の補助金交付等に係る対応方針を決定する。

(3) 資料の提出先等

補助事業の実施主体である水道事業者（簡易水道事業者を含む。）及び水道用水供給事業者等は、評価に係る資料を、(1) については、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課に報告するものとし、(2) については、当該事業を所管する地方支分部局等（以下「地方支分部局等」という。）を経由して、国土交通省水管理・国土保全局水道事業課に報告するものとする。

(4) 評価結果、採択箇所等の公表

国土交通本省は評価結果及び採択箇所等を公表するものとする。

第5 新規事業採択時評価の手法・内容

補助事業の実施主体である水資源機構、水道事業者（簡易水道事業者を含む。）及び水道用水供給事業者等は、原則以下に示す項目に沿って検討、整理した上で、総合的に評価を行い、評価に係る資料等を取りまとめる。

1 事業の概要

評価時点までの情報を整理すること。

- (1) 事業主体、事業名、事業個所、補助区分、事業着手年度、工期、総事業費、概要図
- (2) 目的、必要性
- (3) 経緯

2 事業を巡る社会経済情勢等

- (1) 当該事業に係る水需給の動向等
- (2) 水源の水質の変化等
- (3) 当該事業に係る要望等
- (4) 関連事業との整合
- (5) 技術開発の動向
- (6) その他関連事項

3 事業の投資効果（費用対効果分析）

事業により生み出される効果と事業に要する費用を比較し、事業の妥当性を検討し、整理すること。その際、効果のうち貨幣価値に換算できるもの（便益）と費用を比較する費用対便益分析を行うこと。

- (1) 事業により生み出される効果
 - 効果については、定性的なものを含めて網羅的に整理すること。なお、整理した効果については、できる限り定量的に示すこと。
- (2) 費用対便益分析
 - ①費用便益比の算定方法
 - ②便益の算定
 - (1)で整理した効果のうち、貨幣価値に換算できるものを便益として算定すること。
 - ③費用の算定
 - ④費用便益比の算定

4 コスト縮減及び代替案立案の可能性

(1) 新技術の活用の可能性

技術開発の動向を踏まえ、新技術の活用の可能性について検討し、整理すること。

(2) コスト縮減の可能性

工事コストの縮減（規格の見直しによる工事コストの縮減を含む）、事業のスピードアップによる効果の早期発現、将来の維持管理費の縮減に加え、民間企業の技術革新によるコスト構造の改善、施設の長寿命化によるライフサイクルコスト構造の改善、環境負荷の低減効果等の社会的コスト構造の改善の方策について検討し、整理すること。

(3) 代替案立案の可能性

代替案立案の可能性について検討し、整理すること。なお、PPP/PFI 手法の導入についても併せて検討し、整理すること。

第6 施行

本細目は、令和6年6月27日から施行する。